

理由書

本市では、市内の都市計画道路のうち、都市計画決定以降長期にわたり事業未着手の路線・区間について、社会情勢の変化に対応した道路網を再構築するために都市計画道路の見直しを進めており、市で策定した「函館市長期未着手都市計画道路の見直し方針（平成21年4月）」に基づいて検証した結果、当該区間は当初決定時からの社会情勢等の変化により大型自動車の交通量ならびに停車需要が減じたこと、また今後においてもその増加が見込まれないことから、幅員17mで都市計画道路として求められる機能を満足することが出来るため、今回、都市計画道路3・2・10号基坂通の一部区域ならびに3・4・33号西部臨港通の一部幅員の縮小および一部線形を変更するものである。

なお、幅員の縮小については、当該区間に隣接する臨港地区で実施される函館港港湾計画に基づく末広地区緑地整備事業と整合を図るため、緑地側の1mを減じることとする。